

石川県社会福祉会館建替工事基本構想

骨子案

2025年2月19日
石川県健康福祉部

- 第1章 現社会福祉会館の現状と課題
- 第2章 新たな社会福祉会館像と求められる機能
- 第3章 新社会福祉会館の施設計画
- 第4章 新中央児童相談所等の施設計画
- 第5章 施設計画の留意事項

概要

社会福祉会館は、旧館・新館ともに昭和40年代に建築され、長年にわたり福祉関係者の活動や福祉人材の資質向上などの拠点としての役割を担ってきた。現在、30を超える福祉関係団体と、県の石川中央保健福祉センターの福祉相談部などが入居している。

所在等

所在地	石川県金沢市本多町3丁目1-10						
敷地面積	5,470㎡						
建物	鉄筋コンクリート造4階建(地下1階付) 6,024㎡ (旧館：昭和41年建設 3,262㎡、新館：昭和47年建設 2,762㎡)						
その他	附属施設 鉄筋コンクリート造2階建 864㎡ 福祉総合研修センター(仮移転中) 995㎡						
駐車場	62台(来客用43台、公用車19台)						
入居団体	福祉関係団体等：約30団体						
	<table><tr><td>・石川県社会福祉協議会</td><td>・石川県聴覚障害者協会</td></tr><tr><td>・石川県身体障害者団体連合会</td><td>・石川県知的障害者福祉協会</td></tr><tr><td>・石川県老人クラブ連合会 など</td><td></td></tr></table>	・石川県社会福祉協議会	・石川県聴覚障害者協会	・石川県身体障害者団体連合会	・石川県知的障害者福祉協会	・石川県老人クラブ連合会 など	
・石川県社会福祉協議会	・石川県聴覚障害者協会						
・石川県身体障害者団体連合会	・石川県知的障害者福祉協会						
・石川県老人クラブ連合会 など							
	県の機関：石川中央保健福祉センター福祉相談部等						
	<table><tr><td>・中央児童相談所</td><td>・身体障害者更生相談所</td></tr><tr><td>・知的障害者更生相談所</td><td>・女性相談支援センター</td></tr></table>	・中央児童相談所	・身体障害者更生相談所	・知的障害者更生相談所	・女性相談支援センター		
・中央児童相談所	・身体障害者更生相談所						
・知的障害者更生相談所	・女性相談支援センター						



課題

建築後50年以上が経過する中、建物の老朽化が進んでいることに加え、施設の狭隘化による会議室・研修室や相談室及び駐車場などの不足、各部屋の機能的・効率的な配置やデジタル化への対応が困難、別棟となっている福祉総合研修センターとの更なる連携など様々な課題が生じている。

新たな会館像

誰もが自分らしく心豊かに安心して暮らせる地域社会の実現に向け、新たな時代における、すべての県民が関わる「いしかわの福祉」の充実に寄与する拠点

求められる機能

- ① **【福祉への理解醸成】** 県民が福祉を知り、身近に感じてもらう機能
- ② **【相談対応】** 県民や市町、福祉関係者からの幅広い福祉の相談に応える機能
- ③ **【人材育成】** 福祉に関する専門的な知識や技能を習得する機能
- ④ **【活動促進】** 様々な福祉の担い手に活動の場を提供し、連携した取組を促進する機能
- ⑤ **【社会参加促進】** 障害のある方や高齢の方などが仕事に携われる機能

施設建設にあたっての留意事項

施設全体の環境や性能を確保するため、次の事項に留意する

1. 駐車スペース確保
2. 環境・性能 — (1)相談者のプライバシー配慮、(2)木材利用、(3)ユニバーサルデザイン、(4)DXの推進、(5)GXの推進、(6)施設の長寿命化、(7)屋外空間の活用

エリア構成

- ・ 第2章の、5つの「求められる機能」を踏まえ、施設全体のエリア構成として、以下の6エリアを想定する
- ・ また、第2章の「施設建設にあたっての留意事項」に基づき、基本的な環境・性能を確保する

エリア		主な機能
多目的エリア	広く県民に開かれたエリア	福祉の理解醸成 人材育成 社会参加促進
相談エリア	多様な相談に対応するエリア	相談対応
研修エリア	福祉の専門知識を習得するエリア	人材育成
執務エリア	関係団体等の事務エリア	活動促進
会議エリア	関係団体等の会議エリア	活動促進
協働エリア	関係団体等が共用で利用するエリア	活動促進

(1) 多目的エリア

多目的スペース

- ・ **福祉関係イベントの開催など様々な利用ができるスペースを設置する**
(例: ミニキッズケア(※)、子ども用品バザー、障害者の作った物品・食品(セルフ商品)の販売会 等)
- ・ 次世代を担う子ども・若者たちに、福祉を知り、関心を持ってもらうことで、本県の将来の福祉人材確保につなげたいことから、子ども・若者を中心としつつ、全世代の県民の利用を想定する
- ・ 多世代向けeスポーツ大会や、障害者スポーツの普及が行える場としても利用する など

(※)キッズケアは、「社会福祉法人あかね」が2015年にスタートした社会貢献イベントで、現在では、志を同じくする自治体・企業が参加する全国規模の取り組みとなっている。

展示コーナー

- ・ **障害者アートや福祉団体の活動情報等の発信の場とする**
- ・ 障害者福祉施設や学生等との協同活動が行える場とする など

福祉情報コーナー

- ・ **デジタル化の進展を踏まえ、インターネット検索やパンフレット等の設置により、小スペースでより効率的に福祉情報の発信ができるコーナーとする**
- ・ 福祉関係者や研修受講者が、専門知識や技能習得等の情報を収集できる場とする
- ・ 来館者が、福祉の仕事や資格等の情報、福祉イベントやボランティア募集等の情報を収集できる場とする など

(1) 多目的エリア

休憩・飲食スペース

- ・ 研修参加者や近隣住民等が気軽に訪れやすく、休憩や会話を楽しみ、自由に飲食ができるスペースを設置する
- ・ 障害のある方等が働ける社会参加の場となるようなカフェを設けることや、訪れた方が県内の障害者就労施設等で作られたセルプ商品に触れる機会を提供できるような展示・販売スペースを設けることも、採算性を考慮したうえで検討 など

キッズスペース

- ・ 子ども連れの方でも安心して利用できるよう、おむつ交換や授乳ができるスペース等の併設を検討

配置方針

- ・ 県民が福祉を知り、身近に感じ、用事がなくても自然に訪れたいくなる工夫をこらし、エリア全体を多目的かつ一体的に利用できる空間として整備する

(2) 相談エリア

相談スペース

- ・入居団体と行政機関が、障害のある方、子ども、女性など、様々な福祉分野について、県民の身近な相談から福祉関係者の専門的な相談まで幅広く応える場
- ・明るく、圧迫感のない、プライバシーが保たれた防音に配慮した相談環境
(子ども連れの方や車椅子利用者も想定し、ゆとりのあるバリアフリーに配慮した相談環境とする)
- ・木材を活用した柔らかく、あたたかい雰囲気的空間
- ・相談していること自体を知られたくない相談者にも配慮できるような動線等を検討 など

(行政機関) 石川中央保健福祉センター福祉相談部、中央児童相談所、
身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性相談支援センター

配置方針

- ・相談者がわかりやすい動線に配慮するほか、安心して相談できる諸室配置や環境とする
- ・特にプライバシーに最大限の配慮が必要な児童相談所、女性相談支援センターは、別棟で整備

(3) 研修エリア

研修スペース

- ・若い職員から管理者までを対象とした、福祉に関する総合的かつ体系的な研修が継続して行える環境を整備
- ・可動間仕切りを活用して研修参加者数に応じて部屋を区切るなど、フレキシブルに対応できるスペース
- ・Web環境の整備により、対面やオンライン、ハイブリッドなど様々な研修方法に対応できる環境を整備するほか、オンデマンド型の研修に対応できる設備機器の導入も検討 など

配置方針

- ・研修参加者や講師が利用しやすい動線、研修に集中できる諸室配置や環境とする
- ・空き状況に応じて会議室としても利用できるなど、フレキシブルな利用を想定する

(4) 執務エリア

事務スペース

- ・職員が働きたいと思えるオフィス環境を実現するため、入居団体の要望を踏まえたスペースを検討
- ・Web環境の整備やフリーアドレス化等により、効率的に働くことができるよう工夫された執務環境を検討 など

配置方針

- ・入居団体が協力し、働きやすい動線や諸室配置とする

(5) 会議エリア

会議スペース

- ・ 可動間仕切りを活用して利用人数に応じて空間を仕切るなど、フレキシブルに対応できるスペースとする
- ・ Web環境の整備により、対面やオンライン、ハイブリッドなど様々な会議方法に対応できる環境を整備

配置方針

- ・ 利用者が利用しやすい動線、会議に集中できる諸室配置や環境とする
- ・ 空き状況に応じて研修室としても利用できるなど、フレキシブルな利用を想定する

(6) 協働エリア

コワーキングスペース

- ・ 様々な福祉の担い手に共用の作業場所を提供し連携した取組を促進
- ・ 事務局を持たない福祉関係団体等が、ミーティングや事務作業、印刷やWeb検索等ができる共用のワーキングスペースとする
- ・ 福祉関係団体間の連絡や情報交換ができる掲示板や私書箱等の設置を検討
- ・ 災害時にはDWAT等の支援団体の活動拠点として転用することも想定

配置方針

- ・ 福祉関係団体等が利用しやすい動線、諸室配置とする

(7) 災害時における利活用

- ・ 災害が発生した際は、新たな社会福祉会館は、主に福祉施設への支援に係る拠点活動を実施することを想定し、通常使用する諸室の一部を災害対応へ切り替え、様々な支援活動を行う
- ・ 災害支援活動に必要な装備品用の備蓄倉庫等を、浸水対策等にも留意し地上階に整備することや、支援者用の更衣・シャワースペースの設置検討も行う
- ・ 金沢市近郊等で大規模災害が起こった場合、必要に応じて給水支援や入浴支援の場として敷地内を活用することも想定する

【平常時】

- 多目的スペース
- コワーキングスペース
- 諸室の一部
- 更衣・シャワースペース



【災害時】

- 福祉施設等への支援物資受入れ
- 支援団体の活動拠点
- 福祉相談コーナー
- 災害支援者の宿泊・仮眠

新たな建物整備にあたっての基本方針

- ・ 新たな児童相談所と女性相談支援センターの相談機能は、こどもや保護者、女性等のプライバシーに最大限配慮し、安心して相談できる環境の充実を図る
- ・ 中央児童相談所の一時保護所は、保護されたこどもの様々な状況に鑑み、安心して過ごせる居住環境に配慮するとともに、こどもの権利擁護を図る
- ・ **子どもや保護者、女性等のプライバシーに最大限配慮するため、広く県民が訪れる新会館とは別棟とする**

相談部門のポイント

- ・ **明るく落ち着いた相談室** など
(十分な採光の確保、木材の活用、プライバシーに配慮した動線の確保など)

一時保護所のポイント

- ・ **個室化、ユニット化**
- ・ **児相の一時保護所は中庭を囲む回廊式とする** など

駐車場の確保

- ・ 降雪・降雨時の利用を配慮し、**屋根付き駐車スペース**や**車椅子優先駐車場**、**いしかわ支え合い駐車場**等を整備

環境・性能

(1) 相談者のプライバシー配慮

- ・ 相談者のプライバシーに配慮し、**車両動線や駐車場、施設の出入口、各諸室の配置等を工夫**
- ・ 特に最大限プライバシーに配慮が必要な施設については、敷地外から施設内が見えないようにするなど、利用者が安心して利用できる環境とする（例：目隠しフェンス、木格子等）

(2) 木材の活用

- ・ 内装材や家具に木材を使用し、誰もが立ち寄りやすい、**柔らかく、あたたかみのある雰囲気**を創出 など

(3) ユニバーサルデザイン

- ・ 障害のある方や高齢の方などが1人でも新会館で過ごすことができるよう、すべての方が利用しやすい **ユニバーサルデザイン化や案内サイン等に配慮**（例：多機能トイレ、カウンター、誘導ブロック、点字サイン、音声案内装置等）
など

(4)DXの推進

- ・ デジタル化に対応した**オンライン相談や会議、研修等を行える環境を整備**(例:全館Wi-Fi環境、音響設備等)

(5)GXの推進

- ・ **太陽光等再生可能エネルギーの導入** など

(6)施設の長寿命化

- ・ **耐久性、耐候性**に優れる建材や塩害に配慮した、**維持管理しやすい**建材等を使用
- ・ 耐震性を確保し、災害時も建物機能が維持できる工夫を検討 など

(7)屋外空間の活用

- ・ 建設予定地における街づくり基本協定に対応するため、設計時に**屋外緑地空間**について検討
- ・ 設計時に、**新会館の正面イメージ**や**車両停車スペース、駐輪場の位置**について検討
- ・ 広く県民に訪れてもらうため、利用者や近隣住民等が新会館に入りやすいよう、敷地の外から建物の中に何があるのかわかるような工夫を検討